

申請に基づく処分に係る審査基準及び標準処理期間（条例等）

条例又は規則名及び条項	処分の概要	担当課名
盛岡市市営住宅条例（平成9年条例第32号） 第28条	市営住宅の目的外使用の承認	建築住宅課

1 審査基準は、次のとおり。

市営住宅の用途又は目的を妨げない限度において使用を承認する。

2 標準処理期間は、15日とする。